

別紙

広告表示基準

1 広告内容の対象範囲等

- (1) 広告の内容が次のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。
- ア 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 政治性又は宗教性のあるもの
 - オ 個人の氏名を広告するもの
 - カ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
 - キ 誇大又は虚偽のもの又はそのおそれのあるもの
 - ク 県警察が推奨していると誤解を与えるもの又はそのおそれのあるもの
 - ケ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
 - コ 内容又は責任の所在が不明確なもの
 - サ 事実を誤認するおそれのあるもの
 - シ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - ス 著しく射幸心をあおるもの
 - セ 社員等の募集広告
 - ソ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引及び同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引並びにこれらに類する取引に関するもの
 - タ その他表示する広告として適当でないと認めるもの
- (2) 次のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、表示することができない。
- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
 - イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
 - ウ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2項に規定するインターネット異性紹介事業に関するもの
 - エ 賭博（宝くじに係るものを除く。）に関するもの
 - オ たばこに関するもの
 - カ 法律に定めのない医業類似行為に関するもの
 - キ 興信所、探偵事務所等に関するもの
 - ク 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の再生手続開始の申立てを

している者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の更生手続開始の申立てをしている者

ケ その他広告を表示する業種又は事業者として適当でないと認めるもの

(3) 次のいずれかに該当する者は、広告主としない。

ア 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は高知県暴力団排除条例（平成22年県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等

ウ イの暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項又は第8条の処分を受けている団体及び当該団体の役職員又は構成員

オ 高知県から指名停止措置を受けている者

カ 高知県から不利益処分を受けている者

(4) 県警察は、表示している広告の内容が(1)に掲げるものであることが判明したときは、当該広告の内容を修正し、又は表示の中止を指示するものとする。

(5) 県警察は、表示している広告の広告主が(3)に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該広告の表示の中止を指示するものとする。

(6) 借受人は、(4)及び(5)の指示があったときは、当該指示に従わなければならない。

2 広告欄であることの明示

広告欄には、「広告欄」の文言を表示するなどの方法により、当該欄が広告欄であることを明確に区別しなければならない。

3 広告の表示期間等

(1) 広告の表示は、原則として1か月単位とし、広告を表示する月の初日を表示の開始日、最終日を表示の終了日とする。ただし、複数月の表示を妨げない。

(2) 広告の表示に当たっては、広告を表示しようとする日の10日前までに広告主に関する情報及び表示しようとする広告の原稿を提出し、県警察の審査及び承認を受けなければならない。表示した広告内容を変更する場合についても同様とする。